

産業廃棄物処分業許可申請 必要書類一覧表

書類の種類		新規	更新	変更	チェック	備考	
申請書	【様式第八号(第1面)】	○	○	○		変更許可は【様式第十号(第1面)】	
	【様式第八号(第2面)】	○	○	○		変更許可は【様式第十号(第2面)】	
	【様式第八号(第3面)】	○	○	○		変更許可は【様式第十号(第3面)】	
事業計画について	【県様式第六号の1】事業計画の概要	○	△	△			
	取り扱う産業廃棄物のチェック表	○	○	○		処分方法ごとに作成	
	【県様式第六号の2】施設の概要(最終処分場以外)	○	△	△		施設ごとに作成	
	【県様式第六号の3】施設の概要(最終処分場)	○	△	△		施設ごとに作成	
	【県様式第六号の4】具体的計画、組織概要	○	△	△			
	【県様式第六号の5】環境保全措置概要	○	△	△			
使用する施設(保管の場所を含む)の構造について	配置図	○	○	○		全施設の配置がわかるもの	
	施設の写真	○	○	○		3か月以内に撮影のもの	
	平面図	○	×	△		・法第15条施設以外の場合 ・変更内容により変更届の提出が必要な場合があります	
	立面図	○	×	△			
	断面図	○	×	△			
	構造図	○	×	△			
	設計計画書	○	×	△			
	付近見取図	○	△	△			
(所有設備の使用に権 利を有する者)	処理施設	売買契約書等の写し		○	△	△	
	事業場	土地登記事項証明書 ※注3		○	△	△	・法務局で取得
		公図(字図) ※注3		○	△	△	・法務局で取得
		賃貸契約書、使用承諾書等		○	△	△	借地の場合
申請者について	法人	定款又は寄付行為		○	○	○	「当社定款の原本と相違ない」旨の裏書記載 ※年月日、名称(商号)、代表者の役職・氏名も併記
		登記事項証明書(履歴事項全部証明書)※注3		○※	○※	○※	・法務局で取得 ※省略する場合はその旨と会社法人等番号を記載した書類を提出
		登記事項証明書(法人株主)(履歴事項全部証明書)※注3		◎※	◎※	◎※	・5%以上の法人株主がある場合 ・法務局で取得 ※省略する場合はその旨と会社法人等番号を記載した書類を提出
	法人、個人共通	住民票の写し ※注3		◎	◎	◎	・本籍地が記載されているものに限る ・マイナンバー未記載のものに限る ・役員、株主、政令使用人のもの
		精神の機能の障害に関する医師の診断書又は成年被後見人等の未登記証明書(登記されていないことの証明書) ※注3		◎	◎	◎	・役員、株主、政令使用人のもの ・成年被後見人等の未登記証明書は法務局で取得※注1
		【規則第10面】欠格要件非該当誓約書		○	○	○	
		講習会修了証写し		○	○	○※	有効期間(新規5年、更新2年) ※ 変更許可時には、有効期限が切れていても、修了した者が在籍していれば可
		組織図、雇用証明書、委任状		○	○	○	※ 役員以外の政令使用人を設置し、当該政令使用人が講習会を受講している場合に添付

書類の種類			新規	更新	変更	チェック	備考
申請者について	法人、個人共通	事前協議適合通知書の写し	○	×	×		許可対象外施設の場合
		技術管理者の資格を説明する書類	○	○	○		許可対象施設の場合
		施設設置許可証の写し	○	×	△		
		施設使用前検査結果書の写し	○	×	△		
資金及び資産について	法人、個人共通	【規則第8面】 資金計画書	○	○	○		既存の施設等があり、資金が必要ない場合はその旨を記載
	法人	貸借対照表	○	○	○		・直前3年分 ・債務超過等の場合、法人設立当初で決算書を提出できない場合は、事業改善計画書及び長期財務計画書又は中小企業診断士の診断結果などを添付。 事業改善計画書等の要否については、別添資料「事業改善計画書及び長期財務計画書が必要な場合について」参照
		損益計算書	○	○	○		
		株主資本等変動計算書	○	○	○		
		個別注記表	○	○	○		
		法人税納税証明書 (その1 納税額証明用) ※注3	○	○	○		・税務署で取得 ・直前3年分
	個人	【規則第9面】 資産に関する調書	○	○	○		
		所得税(国税)納税証明書 ※注3	○	○	○		・税務署で取得 ・直前3年分
	特別徴収義務者※注2	産廃税納税証明書 ※注3	○	○	○		・特別徴収義務者に限る ・県税事務所で取得 ・直前3年分
その他		施設の現状及び今後の埋め立て計画を示す図面	○	○	○		最終処分場の場合のみ
		【県様式第八号】 処分した廃棄物の処分方法	○	○	○		・中間処理の場合 ・廃棄物の種類ごとに作成
		【県様式第五号】 新旧対照表	×	×	○		
		変更又は更新前の許可証の写し	×	○	○		
		搬入先処分業者の許可証の写し	○	△	△		・中間処理の場合 ・入手困難な場合は事実申立書

○…必ず提出、△…変更した場合等必要に応じて提出、×…提出不要 別途必要であれば変更届を提出

◎…5年を経過しない先行許可証提出時には添付省略可能(一部例外あり)

※注1 法務局・地方法務局の本局(支局、市役所内の証明サービスセンターでは取得不可)又は東京法務局(郵送可)で取得。

※注2 特別徴収義務者とは、焼却処理を行う中間処理業者及び最終処分業者です。

※注3 公的機関から取得する書類は直近3ヶ月以内のものをご提出ください。

・申請手数料 新規許可100,000円 更新許可94,000円 変更許可92,000円

・必要部数3部(①正本(提出)②副本(提出)③副本(申請者控)、副本の取得証明書類は複写添付可)

・同時に2つ以上の申請書等を提出する場合、それらに添付すべき書類の内容が同じであるときは、1つの申請書等に添付し、他の申請書等には省略する添付書類の一覧表を添付することで、添付を省略することができます。